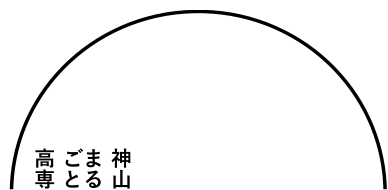


神山まるごと高専

学業成績の評価並びに

進級及び卒業の認定に関する規則



# 神山まるごと高等専門学校学業成績の評価 並びに進級及び卒業の認定に関する規則

## 第1章 総則

### 第1条

この規則は、神山まるごと高等専門学校学則(以下「学則」という。)第21条第2項の規定に基づき、神山まるごと高等専門学校(以下「本校」という。)における成績の評価並びに学課程修了及び卒業の認定について定めることを目的とする。

## 第2章 試験

### 第2条

- 定期試験は、年2回学期末に実施する。
- 試験以外の方法で成績を評価し得る科目については、試験の全部又は一部を実施しないことがある。
- 必要のある科目については、各学期中に中間試験を行うことがある。

### 第3条

- 病気その他やむを得ない事由により定期試験及び中間試験の全部又は一部を受験できなかった学生から申し出があった場合、協議を経て、追試験の受験を認める場合がある。
- 追試験の成績は、最高点を100点とする。

### 第4条

- 学年成績で60点未満の科目がある学生から申し出があった場合、原則として再評価を行う。ただし、第6条に該当する者の再試験は認めない。
- 再評価により合格した授業科目の評価は、60点とする。

### 第5条

正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。

### 第6条

試験中に不正行為を行った者については、その時間以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とする。校長は学則第46条の規定により、前項の者を懲戒することができる。

### 第3章 学業成績の評価及び単位修得の認定

#### 第7条

欠課時数が年間授業時数の3分の1を超えない科目を「履修科目」とし、「評価」を行う。  
3分の1を超える科目は「不履修科目」とし、評価は行わない。

#### 第8条

- 学業成績は、各授業科目のシラバスに記載の評価方法によって評価する。
- 学業成績は、100点法により評価し、評価が60点以上の科目は単位の「修得」を認定する。
- 評価が60点未満は「未修得」となる。

学業成績の区分は、次のとおり評語で表わす。

| 評語 | 学年成績の評点（100点法） |
|----|----------------|
| S  | 90点以上          |
| A  | 80点以上 90点未満    |
| B  | 70点以上 80点未満    |
| C  | 60点以上 70点未満    |
| F  | 60点未満          |

- 特別活動（ホームルーム活動等）など100点法で評価できない科目は、可否により評価する。評価が「P(合格)」の科目は単位の「修得」を認定する。評価が「F(不合格)」の科目は「未修得」となる。

#### 第9条

特別活動は、次の各号のすべてを満たす者に対して合格と判定する。

- 欠課時数が年間授業時数の3分の1以下であること。
- 活動状況が良好であること

## 第10条

授業科目の成績を基にGPA（Grade Point Average）を、以下の方法で算出する。

$$\text{GPA} = (4 \times \text{Sの修得単位数}) + (3 \times \text{Aの修得単位数}) + (2 \times \text{Bの修得単位数}) + (1 \times \text{Cの修得単位数})$$

---

履修登録した科目の総単位数

| 評語 | 成績      | GP（グレードポイント） |
|----|---------|--------------|
| S  | 90点以上   | 4            |
| A  | 89点～80点 | 3            |
| B  | 79～70点  | 2            |
| C  | 69～60点  | 1            |
| F  | 60点未満   | 0            |

## 第4章 進級及び卒業の認定等

### 第11条

- 学年課程修了の認定は、単位修得状況、履修状況及び特別活動の出席状況等を総合的に審査し、神山まるごと高等専門学校進級・卒業認定会議（以下「認定会議」という。）の審議を経て、校長が行う。
- 第1学年及び第2学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、進級を認める。
  - 年間欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと。
  - 全ての科目を履修していること。
  - 累積認定単位数が、別表に定める単位数以上であること。
  - 成績評価が30点未満の科目がないこと。
  - 特別活動の判定が合格であること。
- 第3学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、進級を認める。
  - 年間欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと。
  - 全ての必修科目を履修していること。
  - 累積認定単位数が、別表に定める単位数以上であること。
  - 成績評価が30点未満の科目がないこと。
  - 第1学年及び第2学年の履修科目を全て修得していること。
  - 特別活動の判定が合格であること。
- 第4学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、進級を認める。
  - 年間欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと。
  - 全ての必修科目を履修していること。
  - 累積認定単位数が、別表に定める単位数以上であること
  - 成績評価が30点未満の科目がないこと。
  - 第3学年の履修科目を全て修得していること。
- 第5学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、卒業を認める。
  - 全ての必修科目を履修していること。
  - 累積認定単位数が167単位以上(うち一般科目について84単位以上、専門科目について83単位以上)であること。

## 累計単位数

| 学年  | 累積認定単位数 |
|-----|---------|
| 第1年 | 25      |
| 第2年 | 51      |
| 第3年 | 87      |
| 第4年 | 127     |
| 第5年 | 167     |

## 第12条

- 進級又は卒業を認定されない者は原級に留置する。
- 原級留置者は、単位修得の認定がされなかった科目は再履修・修得しなければならない。  
また、学校が指定する科目を再履修しなければならない。ただし卒業研究については合否にかかわらず再履修・修得しなければならない。
- 原級留置時の規定は別途定める。

## 第13条

- 進級が認められた者のうち未修得科目を有する者は、本人の申請により、次年度以降、所定の手続きを経て「再評価」を受けることができる。なお、前期で履修する必修科目については、その年度の後期以降に再評価を受けることができる。
- 第5学年で未修得科目を有する者のうち、第11条第4項の第4学年の規定に該当する者は、年度内の指定する日までに再評価を受けることができる。
- 再評価の成績は、60点を上限とする。
- 再評価により合格した科目の単位は、第8条の規定を準用し認定する。

## 第5章 雑則

### 第14条

- 本規則の改正は、学科会議が行う。

### 第15条

- その他、本規程に関わる必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

この規則は、2025年6月9日に改定し、同日から施行する。

この規則は、2025年6月23日に改定し、同日から施行する。